

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和6年 6月 28日

京都市長宛

提出者

住所 京都市右京区西院溝崎町21

氏名 ローム株式会社

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

代表者 代表取締役社長 松本 功

代理人 サステナビリティ推進部  
統括課長 中田 愉香

電話番号 075-311-2121

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	ローム株式会社
事業場の所在地	京都市右京区西院溝崎町21
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	2813 半導体素子製造業
② 事業の規模	467,780百万円
③ 従業員数	2,498人
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1参照願います。

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙 2 参照願います。

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙集計用シートのとおり
	排出量	t t
	(これまでに実施した取組) (これまでに実施した取組) 単位薬液使用量で処理するロット数を多くして、交換サイクルも長くすることで排出量の抑制を図っている。	
②計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙集計用シートのとおり
	排出量	t t
	(今後実施する予定の取組) (今後実施する予定の取組) フッ酸排水処理で使用している薬品（PAC：ポリ塩化アルミニウム）の注入量最適化による汚泥発生量の削減。	

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃棄物を発生工程毎に分別し、一定した成分の廃棄物として委託業者に引き渡している。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 分別をさらに徹底し、有価物化を進めることで排出を抑制するように努める。

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） 実施していない。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） 実施予定なし。		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
（これまでに実施した取組） 実施していない。			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t
（今後実施する予定の取組） 実施予定なし。			

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙集計用シートのとおり	
	自ら埋立処分を行なった特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 実施していない。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙集計用シートのとおり	
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 実施予定なし。		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙集計用シートのとおり	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) 再生利用業者への委託を促進してきた。		

②計画	<b>【目標】</b>		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	全 処 理 委 託 量	別紙集計用シートのとおり t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への処理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回 収を行う業者への処理委託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 廃棄物委託業者様への現場監査を通じて、優良認定の取得を勧める。		
電子情報処理組織の使用 に関する事項	<b>【前年度（令和5年度）実績】</b>		
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	193.0	t
	(今後実施する予定の取組等) 導入済みの為特になし。		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

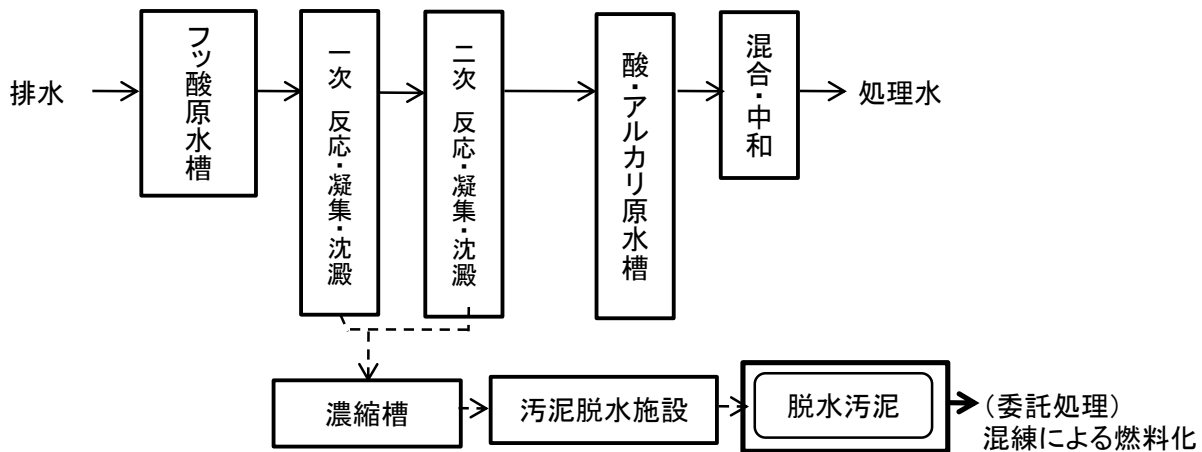


代表的な半導体製造フロー



□ : 工程名  
 ⇒ : 排出される廃棄物名

※1 排水処理詳細





# 廃棄物管理に関する管理体制

環境管理総括者		執行役員 モジュール事業本部長
役割	環境保全対策委員会	廃棄物に関する以下の項目について、資源活用専門部会や事務局に指示して調査を行わせる。 ○方針・計画の立案 ○実施事項の決定と指示 ○実施結果の確認 ○状況の把握と評価等
	資源活用専門部会	廃棄物に関する以下の項目について審議し、委員会に答申し承認、決定した事項を推進する。 ○廃棄物に関する情報収集 ○全社共通課題の解決 ○全社の廃棄物の状況把握 ○各部署に対する指示や改善勧告等
	環境・安全推進室 環境管理G	○廃棄物保管庫の設置及び維持管理 ○廃棄物の収集、保管、整理、整頓、清掃、管理及びその他の管理全般 ○廃棄物収集運搬委託業者への廃棄物の引き渡しと立ち会い確認及びマニフェストの発行と回収 ○廃棄物の保管管理及び収集、運搬、処理業者との委託契約の締結及び委託業者の管理 ○廃棄物収集処理等に関する調査、情報収集 ○廃棄物関係法令や条例の遵守に関する管理及び公的機関への報告 ○廃棄物量データの記録、保管及び管理責任者や関係機関への報告 ○その他廃棄物収集、保管、運搬、処理までの全般に関すること
	職場管理責任者	部門長 自部署から排出する廃棄物の減量化及び廃棄物の適正処理を行うための管理責任を負う
	職場管理担当者	職場管理責任者は、職場管理担当者を任命し、管理責任者の任務を補佐させる

## 廃棄物管理組織図

